



「送り付け商法」にご注意ください！

「送り付け商法」とは、注文した覚えのない商品を一方的に送り付け、代金を請求してだまし取ろうとする手口です！

■手口の例

- ・代引きでの荷物を送り付け、家族などが誤って代金を支払ってしまう
- ・後から請求書を送り付け、代金を振り込ませようとする
- ・健康食品やカニなどの魚介類、書籍など、様々な商品を送り付けられる



事例1 身に覚えのない荷物と詐欺サイト

自分宛てに身に覚えのない商品が届いた。数日前ネット通販で別の商品をクレジット決済で購入したが事業者都合でキャンセルになった経緯がある。このサイトが詐欺サイトの可能性があり、カード情報が流出したかもしれない！

事例2 代引きで高額な支払いをした

突然代引きの荷物が届き、家族が注文したと思い、12,000円支払ってしまった。しかし誰も注文していない、中味は消費期限の過ぎた粗悪な食品だった。



- 適切な対処方法を！
- ✓ 身に覚えのない荷物は、絶対に代金は支払わず
受け取り拒否や受け取り保留にしましょう
 - ✓ 発送元の事業者名、住所、連絡先を控えましょう（写真を撮る方法も〇）
 - ✓ 万が一、受け取っても注文、契約をしていない限り代金を支払う必要はありません！
注）ただし…知人、親戚からの贈り物の可能性もあるので、確認を！

「送り付け商法」かもと思った時はすぐに相談 → 23-3209（役場1F）



「何でも買い取る」と不用品買取の電話がきた！何でも？本当に？！

「何でも買い取ります」「お皿1枚でも買い取ります」「当別町を重点的に買い取りしています」などと不用品買取の勧誘電話が多くなっています。実際に商品を見せると「古いから買い取れない」「貴金属はないか？」など強引な要求があります。買い取り希望の場合は、自分で見つけたりサイクルショップなどに持ち込むのが安心です！

「この契約大丈夫？」「これって怪しい？」など不安な時は相談してください！

当別町消費生活相談窓口 ☎ 0133-23-3209

当別町役場1F(平日午前8時45分～午後5時15分)

消費者ホットダイヤル ☎ 188 (全国共通番号)



過去の見守り情報